

地域の観光資源を活用した地域経済循環の官民連携事業（設計監理業務）

公募型プロポーザル実施要領

令和5年9月

大山町総合戦略課

【 目 次 】

1	公募型プロポーザルの目的.....	1
2	事業概要.....	1
3	参加者要件.....	1
4	参加資格要件.....	1
5	企画提案参加申出書の提出.....	2
6	質問及び回答.....	2
7	企画提案書の提出.....	3
8	審査及び評価.....	3
9	企画提案書の無効・参加資格の喪失.....	4
10	審査結果及び契約等.....	5
11	その他留意事項.....	5
12	スケジュール.....	5
13	担当課.....	6

1 公募型プロポーザルの目的

大山町（以下、「本町」という。）では、令和3年7月に策定した大山町観光戦略において、特に大山隠岐国立公園内にある大山寺エリアは、観光地として大きな集客力を持つことから、本町の「山の拠点」として位置づけられている場所であるが、近年、空き家・空き地が増加しており、観光地としての魅力の向上を図ることが必要である。

そのため、大山寺エリアにおける空き家、空き地を活用し、観光客の誘致等を図る施設を建設する。

当該事業は自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条の規定に基づく国立公園に関する「公園事業」を想定。

本事業は業務遂行にあたって、自然公園法（昭和32年法律第161号）など、法令を遵守し本事業の趣旨に沿った施設を設計する設計会社（以下「設計企業」という。）を公募型プロポーザルにより選定する。

なお、実効性のある設計とするためアウトドア企業などの各種観光関連事業者とグループによる提案が望ましい。

2 業務概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 業務の名称 | 地域の観光資源を活用した地域経済循環の官民連携事業（設計監理業務） |
| (2) 業務内容 | 別添「地域の観光資源を活用した地域経済循環の官民連携事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり |
| (3) 選定方法 | 公募型プロポーザル |
| (4) 契約方法等 | ・随意契約（施設設計部分における業務）
選定された「設計企業」と施設設計部分における業務について契約交渉を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結する。 |
| (5) 施設設計の委託業務 | 契約締結日から令和6年度末まで（予定） |
| (6) 設計費上限額 | 30,000,000円（取引に係る消費税及び地方消費税含む） |
| (7) 契約保証金 | 大山町財務規則第129条の規定のとおり |

3 参加者要件

公募参加者は本事業の趣旨を理解し、「4参加資格要件」を満たす事業者又は複数の企業で構成された事業者（以下、「グループ」という。）とする。

4 参加資格要件

プロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

ただし、グループの場合には設計企業にのみ追加で（8）（9）の要件を求めるものとする。

- (1) 法人格を有し、かつ地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大山町暴力団排除条例（平成25年3月15日条例第14号）に定める暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団密接関係者と認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立ての手続をしている団体でないこと。

- (4) 税（国税、県税及び市町村税）の未納がないこと。
- (5) 拠点が国内にある事業者。
- (6) これまで自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第五条に基づいて指定された国立公園指定区域で自然公園の利用推進に係る事業の実績を有する事業者。
- (7) 本町との協力、連携体制及び個人情報保護の体制を構築できるものであること。
- (8) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士の事務所の登録をしていること。
- (9) 平成 18 年以降に、今回の事業に類似する設計実績を有すること。

5 企画提案参加申出書の提出

(1) 企画提案参加申出書の提出

本業務のプロポーザルに参加しようとするグループは、次の書類を提出すること。なお、様式を指定する書類は、本町ホームページからダウンロードすること。

- ア 企画提案参加申出書（様式 1）
- イ 会社概要書（様式 2）
- ウ 業務実績（様式 3）
- エ 暴力団又は暴力団員ではないこと等に関する表明・確約書（様式 4）
- オ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- カ 直近の事業年度の財務諸表その他の団体の財務状況を明らかにすることができる書類
- キ 税（国税、県税及び市町村税）の未納がない証明書
- ク 大山町税の未納がない証明書（大山町内に本社又は支社等を有する業者及びその代表者が町民の場合は代表者の証明書）
- ケ 役員名簿（様式 5）

(2) 提出方法

ア 提出期間

令和 5 年 9 月 15 日（金）から同年 9 月 29 日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

イ 提出方法

本要領 13 に掲げる担当課へ電子メールにて提出のこと。

(3) 参加資格の通知

提出された書類により本業務のプロポーザルへの参加資格の有無を審査し、後日、「参加資格審査結果通知書（様式 9）」を電子メールにて応募者に通知する。

6 質問及び回答

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、「質問・回答書（様式 8）」を使用し、実施要領及び仕様書に関する事項に限る。

(2) 質問方法

ア 提出期間

令和 5 年 9 月 15 日（金）から令和 5 年 9 月 22 日（金）午後 5 時まで

イ 提出先

本要領 13 に掲げる担当課の電子メールアドレスに提出すること。

ウ 提出後は必ず電話による受信確認をすること。

(3) 回答方法

令和 5 年 9 月 29 日（金）（予定）までに、本町ホームページにて公表する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（別紙企画提案書作成要領に基づき作成すること）

(2) 提出方法

ア 提出期間

参加承認日から令和5年10月20日（金）午後5時まで

イ 提出先及び提出方法

本要領13に掲げる担当課へ持参又は送付（共に提出期間内必着）

8 審査及び評価

(1) 審査委員会の設置

「地域の観光資源を活用した地域経済循環の官民連携事業公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、企画提案書の審査及び評価を行う。

(2) プレゼンテーション

企画提案書の内容について審査を行うため、提案書によるプレゼンテーションを実施する。

(3) 日時

令和5年11月上旬頃までを予定（参加申込者に後日通知する）

(4) 場所

WEB形式とする（参加申込者に後日通知する）

(5) 持ち時間等

プレゼンテーションは30分以内とし、プレゼンテーション終了後、審査委員会からのヒアリングを30分程度設ける。ただし、参加申込者数によって変更することがある。

(6) その他

ア 開催日時の詳細は、改めて参加申込者に通知する。

イ 企画提案書提出後の内容の差し替え及び追加は認めない。

ウ プレゼンテーション・ヒアリングは、必ず業務の従事予定者が行うこととする。

エ 審査は、別に定める地域の観光資源を活用した地域経済循環の官民連携事業（設計監理業務）公募型プロポーザル審査委員会において、審査要領に基づき総合的に評価し、最優秀提案事業者及び次点者を選定する。なお、採点結果は公表しない。

オ 企画提案書の提出後において、やむを得ない理由によりプレゼンテーション及びヒアリング審査への参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式7）を速やかに提出すること。なお、その場合、提出された企画提案書は返却しないものとする。

(7) 評価方法

それぞれの審査委員が、次表の審査項目ごとに評価を行う。評価項目の評価視点に基づき5段階で評価を行い、その評価点にそれぞれ係数を乗じたものの合計点（100点満点）をその提案者の得点とする。

審査項目	評価の視点	係数	配点
業務実績	過去の実績や経験、類似事例の成功事例などから、提案者が目標を達成するための十分な能力と信頼性があるかどうかを判断	× 2	10
事業内容	提案する事業内容が、事業目的を達成するために適切であるかどうか、必要な技術やリソースを備えているかどうかを判断	× 4	20
事業の具体性	事業を遂行するために、どのような具体的なステップやタスクが必要であることを明確に示しているかどうかを判断	× 2	10
業務に関する熱意	業務に対して真摯に向き合っているかどうか、熱意や情熱を持って取り組む姿勢があるかどうかを判断	× 2	10
事業目的	事業を通じて達成しようとする目的が明確であり、それが社会的・経済的に有益であるかどうかを判断	× 2	10
提案の的確性	事業を実現するために必要な要素を適切に把握しており、その要素を踏まえた上で提案が行われているかどうかを判断	× 2	10
設計コンセプトの妥当性	設計したコンセプトが、事業目的を達成するために適切であるかどうかを判断	× 4	20
見積金額の妥当性	提案者が提示した見積金額が、事業目的を達成するために必要な範囲内であり、市場価値などから妥当性を判断	× 2	10
合 計			100

※評価基準は以下のとおりとし、絶対評価により評価する。

評価基準	非常に優れている	優れている	標準的である	劣っている	非常に劣っている
評価点	5点	4点	3点	2点	1点

9 企画提案書の無効・参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要領2にある上限額を超えた場合
- (4) 本要領4に示す参加資格の要件を欠くことになった場合
- (5) プレゼンテーション及びヒアリング審査を欠席又は遅刻した場合
- (6) 審査に従事する職員に対し、評価に影響を与えるような不必要な接触を行った場合
- (7) 著しく信義に反する行為があった場合

10 審査結果及び契約等

(1) 候補者の決定

審査委員会において、審査要領に基づき総合的に評価し、最優秀提案事業者及び次点者を選定する。なお、採点結果は公表しない。

(2) 結果の通知

選定結果については、令和5年11月中旬ごろまでに全提案者にプロポーザル審査結果通知書（様式9）で結果を通知するとともに、候補者については、本町ホームページにて公表するものとする。

なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

(3) 契約等

本町は、選定事業者として特定された者と本要領3に示した内容で交渉を行うが、辞退その他の理由により選定事業者と契約できない場合は、次順位の者から順に契約交渉を行う。

11 その他留意事項

(1) 企画提案書の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、返却しない。

(3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。

(4) 提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。

(5) 提出された書類等は、提出期限までは自由に改変できるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。

(6) 提出期限を過ぎた後は、提出書類等の差替え等は一切認めない。

(7) 提案にあたって著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、提案者の責任において処理すること。

12 スケジュール

実施内容	実施期間
公告及び実施要領の公表	令和5年9月15日（金）ホームページに記載
質問受付期間	令和5年9月22日（金）午後5時までに電子メールで
質問回答日	令和5年9月29日（金）（予定）までにホームページに記載
参加表明書受付期間	令和5年9月29日（金）午後5時まで（必着）
参加資格通知	令和5年10月上旬ごろ（予定）までに電子メールで
企画提案書受付期間	参加承認日から令和5年10月20日（金）午後5時まで（必着）
プレゼンテーション参加通知	令和5年10月下旬ごろまでを予定
プレゼンテーション	令和5年11月上旬ごろまでを予定
結果通知	令和5年11月上旬ごろまでを予定
契約締結	令和5年11月中旬ごろまでを予定

1 3 担当課

〒689-3211

鳥取県西伯郡大山町御来屋328

大山町役場総合戦略課

TEL：0859-54-5203

電子メール：senryaku@town.daisen.lg.jp